

## 国保保険料 納入通知書の発送

令和3年4月分～令和4年3月分の保険料の納入通知書を7月中旬から発送します。  
通知書が届いたら、保険料額や納付方法をご確認ください。

納付回数（納付書・口座振替＝年9回、年金天引き＝年6回）

支払月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口座振替	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金天引き	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

※口座振替日は月末です(12月は25日。月末・12月25日が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌営業日)

### コンビニで納付できます

- ㉞ 保険料は、金融機関だけでなく、コンビニエンスストアでも支払うことができますか？
- ㉞ はい。全国のコンビニエンスストアでも支払うことができます。  
※バーコードのないもの、納付期限を過ぎたものは、支払うことができません

### 納付義務者は世帯主です

- ㉞ 国保に加入していない世帯主に通知書が届きました。なぜですか？
- ㉞ 世帯の中に国保に加入する人がいる場合、納付義務者は世帯主のため、国保に加入していない世帯主に通知書が届きます。通知書の中に世帯の中で加入する人の記載があります。

### 会社から新しい保険証を受け取った時は、国保をやめる手続きが必要です

- ㉞ 就職して会社から新しい保険証を受け取りました。通知書が届くのはなぜですか？
- ㉞ 会社で新しい健康保険に加入した時は、国保をやめる手続きが必要です。①会社の保険証、②国保の保険証、③世帯主の印鑑（スタンプ印不可）を持って、窓口で手続きしてください

### 国保をやめる手続きをしても、通知書が届く場合があります

- ㉞ すでに国保をやめて、会社の健康保険に加入しています。通知書が届くのはなぜですか？
- ㉞ 手続きが済んでいても、資格喪失日（会社の健康保険に入った日）によって、令和3年度分の国保保険料が発生する場合があります。  
(例) 令和3年5月に会社の健康保険に加入した人は、令和3年4月分の国保保険料が発生します

## 国保限度額適用認定証などの更新

高額な医療費がかかる場合「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を国保保険証と一緒に医療機関などの窓口で提示すると、同じ月内に同じ医療機関で支払う額が、所得などで決められた自己負担額までになります（同じ医療機関でも、外来と入院、歯科は別計算）。

認定証の交付を受けるためには、申請が必要です。現在発行中の有効期限は7月31日のため、8月以降、必要な人は申請をしてください。

- 対象** 次の認定証を持っていて、更新を希望する人
- 限度額適用認定証（薄緑色）
  - 標準負担額減額認定証（黄土色）
  - 限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色）

- 申請開始日** 8月2日(月)
- 持ってくるもの** 国保保険証、世帯主の印鑑（スタンプ印不可）
- ※期限を過ぎた認定証は、細かく破るなど処分してください（返送不要）

## 70歳以上の国保保険証が変わります

70歳以上の人に交付している高齢受給者証は、8月1日から国保保険証と一体化した「保険証兼高齢受給者証」になります。

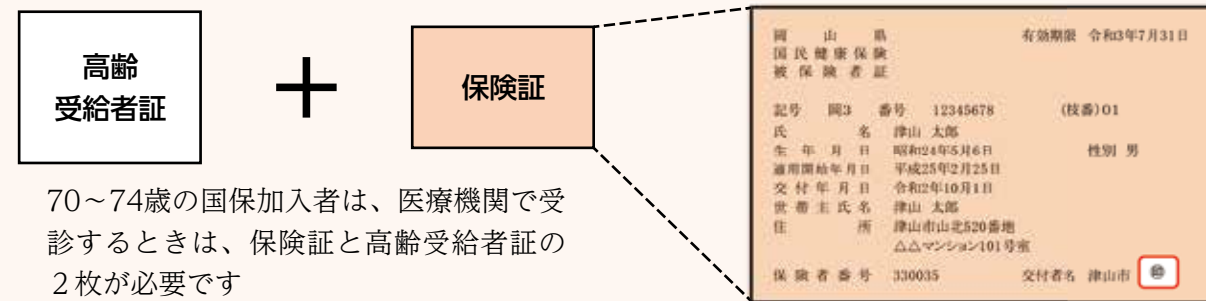
※国保以外の人（社会保険、後期高齢者医療など）は、対象ではありません

津山市国民健康保険  
(国保)

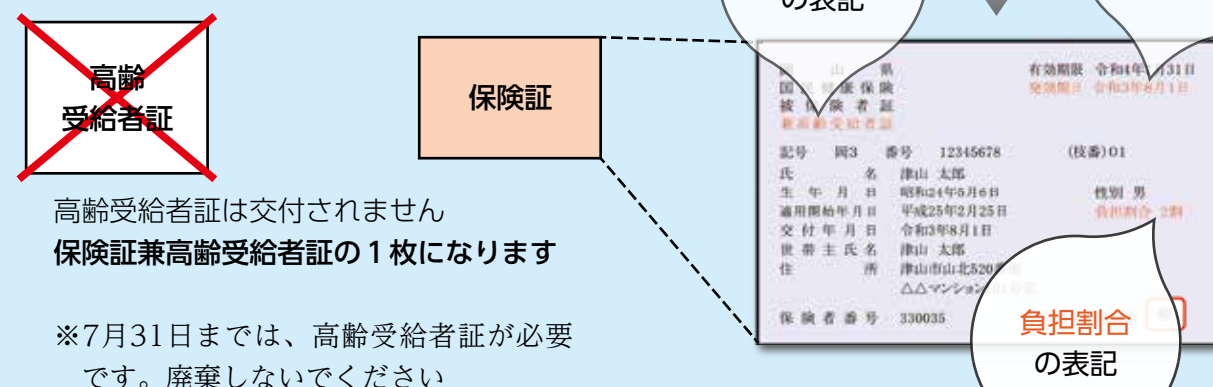
加入のみなさんへ

閩医療保険課（市役所1階9番窓口）  
☎32-2071、各支所・出張所

7月31日(土)まで



8月1日(日)から



## 国保保険証は7月中に送付します

70歳以上の人の保険証と高齢受給者証の一体化のため、70歳未満の人の保険証の更新時期が10月から8月になります。

国保加入者に、7月中に保険証（または保険証兼高齢受給者証）を送付します。